

教育上必要な機械器具、標本及び模型【指導要領5(6)】

機械器具

品 目	数 量
解剖学教育用機材	一 式
生理学教育用実験材料	一 式
病理学教育用機材	一 式
オシロスコープ	5人に1台
信号発生器	5人に1台
電動機	5人に1台
変圧器	5人に1台
直流電源装置	5人に1台
デジタルマルチメータ	5人に1台
パーソナルコンピュータ	4人に1台
人工呼吸器	一 式
人工心肺装置	一 式
補助循環装置	一 式
血液透析装置	一 式
ペースメーカ及びプログラマ	一 式
除細動器及び除細動器チェッカ	一 式
電気安全チェッカ	一 式
電気メス及び電気メスチェッカ	一 式
患者情報モニタ（心電図、血圧、血液ガス、呼吸ガス等を計測するもの）	一 式
輸液ポンプ	一 式
救命処置生体シミュレータ	一 式

（注） 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

標本及び模型

品 目	数 量
組織標本	一 式
人体解剖模型	一 式
人体内臓模型	一 式
人体骨格模型	一 式
呼吸器模型	一 式
血液循環系模型	一 式
心臓解剖模型	一 式
腎臓及び泌尿器模型	一 式
脳及び神経系模型	一 式